

タイトル		P
第1章 総則		
第1節 目的		1
第2節 計画の方針、構成		2
第3節 市の概況		5
第4節 災害危険箇所		10
第5節 災害の想定	第1項 既往災害の事例	15
	第2項 災害の想定	25
第6節 防災関係機関の業務大綱	第1項 実施責任	27
	第2項 住民の責務	37
	第3項 災害に関する調査研究の推進	37
第2章 災害予防計画		
第1節 市防災会議・災害対策本部運用計画	第1項 市防災会議運用計画	38
	第2項 市災害対策本部組織計画	39
第2節 治水治山計画	第1項 河川対策	41
	第2項 ダム・ため池対策	42
	第3項 治山対策	42
第3節 土砂災害防止計画	第1項 急傾斜地・地すべり崩壊対策	43
	第2項 土石流災害対策	45
	第3項 山地災害対策	47
	第4項 土砂災害防止法の措置	48
第4節 火災予防計画	第1項 消防力・消防施設等の整備強化対策	49
	第2項 火災危険区域等の防火対策	52
	第3項 防火管理体制の強化対策	53
	第4項 予防指導・査察計画	54
第5節 都市防災計画	第1項 土地利用計画	55
	第2項 土地区画整理・市街地再開発事業計画	56
	第3項 公園・緑地整備計画	57
	第4項 宅地造成規制や建築物不燃化等による防災対策	58
第6節 建築物及び文化財等災害予防計画	第1項 一般建築物等災害予防対策	60
	第2項 公共施設等災害予防対策	61
	第3項 教育施設等災害予防対策	62
	第4項 文化財災害予防対策	62
第7節 中高層建築物災害予防計画	第1項 中高層建築物災害予防計画	64
第8節 公益事業等施設災害予防計画	第1項 電気施設災害予防対策	66
	第2項 ガス施設災害予防対策	68
	第3項 通信施設災害予防対策	71
第9節 上水道、下水道施設災害予防計画	第1項 上水道、下水道施設災害予防計画	74
第10節 交通施設災害予防計画	第1項 道路整備計画	78
	第2項 法面崩壊対策	80
	第3項 道路施設等の点検・整備計画	80
	第4項 鉄道施設	81
第11節 防災施設、資機材等整備計画	第1項 防災中枢機能等の確保・充実	84
	第2項 情報通信施設等の整備	84
	第3項 災害時用臨時ヘリポートの整備	92
	第4項 装備資機材等の整備充実	93
	第5項 医療救護体制の整備	94
	第6項 給水体制の整備	95
	第7項 水防施設・設備整備計画	95
	第8項 消防施設・設備整備計画	97
第12節 災害備蓄物資等整備計画	第1項 備蓄物資等の整備	98
第13節 気象等観測体制の整備	第1項 気象等観測体制の整備	100
第14節 避難所等整備計画	第1項 避難路整備計画	103
	第2項 避難場所整備計画	104
	第3項 避難所・設備整備計画	105
第15節 広域応援体制整備計画	第1項 市町村間の相互協力体制の整備	111
	第2項 県、市と自衛隊との連携体制の整備	111
	第3項 防災関係機関の連携体制の整備	112
第16節 要配慮者等安全確保体制整備計画	第1項 避難支援に必要な情報の整理	114
	第2項 社会福祉施設、病院等の対策	114
	第3項 避難行動要支援者	114
	第4項 在宅要配慮者対策	117
	第5項 要配慮者への防災教育・訓練等の実施	117

	タイトル	P
第17節 市民が行う防災対策	第1項 市民が行う防災対策	119
	第2項 自主防災体制の整備	119
第18節 防災知識普及計画	第1項 職員に対する防災教育	126
	第2項 一般住民に対する防災知識の普及	126
	第3項 防災に関する調査研究計画	128
	第4項 防災意識調査	128
	第5項 防災相談	128
第19節 訓練計画	第1項 防災訓練	129
第20節 林野火災予防計画	第1項 監視体制等の強化	134
	第2項 予防施設等の整備	135
	第3項 林野火災対策用資機材の整備	135
	第4項 消防体制の整備	136
	第5項 防火思想の普及	136
第21節 農林業災害予防計画	第1項 農業施設災害予防計画	138
	第2項 農作物災害予防計画	138
	第3項 林業災害予防計画	139
	第4項 災害予防に関する試験研究の推進	140
	第5項 防災思想の普及及び防災訓練の実施	140
	第6項 防災基盤の整備	140
	第7項 防災営農体制の整備	141
第22節 危険物災害予防計画	第1項 危険物災害予防対策	143
	第2項 高圧ガス災害予防対策	144
	第3項 火薬類災害予防対策	145
	第4項 毒物劇物災害予防対策	146
	第5項 輸送対策	146
<b>第3章 災害応急対策計画</b>		
第1節 災害対策本部組織及び災害警戒本部組織計画	第1項 災害対策本部組織及び災害警戒本部組織計画	147
第2節 災害救助法適用計画	第1項 災害救助法の適用基準	154
	第2項 災害救助法の手続き	160
	第3項 救助の実施	161
	第4項 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	162
	第5項 災害対策基本法の定める応急措置	162
第3節 動員配備計画	第1項 市の動員配備計画	164
	第2項 風水害の事前対策	169
	第3項 指定地方行政機関等の動員配備体制	170
第4節 気象予報・警報等伝達計画	第1項 予報・警報等の種類・基準	171
	第2項 注意報警報等の伝達系統	173
	第3項 洪水予報・水防警報	175
第5節 被害情報等収集伝達計画	第1項 災害情報の収集	177
	第2項 被害情報の調査要領、伝達	179
	第3項 被害情報の報告基準	180
	第4項 通信計画	184
第6節 災害広報計画	第1項 広報体制の整備	191
	第2項 広報要領	192
	第3項 広報の実施方法	194
第7節 自衛隊災害派遣要請計画	第1項 災害派遣要請基準	196
	第2項 派遣の要請種類	197
	第3項 災害派遣要請要領	197
	第4項 派遣部隊等の受入れ体制	200
	第5項 派遣要請の範囲	202
	第6項 派遣部隊等の撤収要請	203
第8節 広域応援要請計画	第1項 県市町村間等の応援要請	204
	第2項 警察・消防機関への応援要請	213
	第3項 指定公共機関または指定地方行政機関等への応援要請	213
	第4項 応援の受入れに関する要請	214
	第5項 他市町村への応援の実施	214
第9節 避難計画	第1項 避難情報及び伝達	215
	第2項 避難誘導及び移送	221
	第3項 避難所の開設	223
	第4項 学校、病院等の避難対策	226
	第5項 収容施設の確保	226
	第6項 要配慮者等を考慮した避難対策	226

	タイトル	P
第10節 水防計画	第1項 実施内容	229
	第2項 水防非常配置	232
第11節 土砂災害応急対策計画	第1項 市及び関係機関相互の情報連絡	233
	第2項 警戒体制の確立	234
	第3項 災害発生時の報告	237
	第4項 救助活動	237
第12節 消防計画	第1項 消防活動の体制	238
	第2項 消防活動の実施	238
第13節 公安警備・救出計画	第1項 警察の任務	242
	第2項 救出対策	243
第14節 医療救護計画	第1項 災害救助法に基づく措置	245
	第2項 医療体制	246
	第3項 搬送体制の確保	250
	第4項 情報収集・連絡体制	250
	第5項 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策	251
第15節 給水計画	第1項 給水計画	252
第16節 食糧供給計画	第1項 食糧供給計画	254
第17節 生活必需品等供給計画	第1項 災害救助法に基づく措置	258
	第2項 生活必需品等供給計画	259
第18節 交通対策計画	第1項 陸上の交通対策	260
第19節 緊急輸送計画	第1項 輸送対象の想定	263
	第2項 緊急通行車両の確認	264
	第3項 緊急通行車両の事前届出	265
	第4項 緊急輸送等に係る措置	268
	第5項 災害救助法に基づく措置	268
第20節 防疫、清掃、食品衛生監視計画	第1項 防疫対策	269
	第2項 清掃対策	273
	第3項 食品衛生・保健衛生対策	275
第21節 行方不明者の捜索、処理及び埋葬計画	第1項 災害救助法に基づく措置	277
第22節 障害物の除去計画	第1項 障害物の除去計画	280
第23節 文教対策計画	第1項 学校教育対策	282
	第2項 文化財応急対策	284
第24節 応急仮設住宅建設等計画	第1項 仮設住宅・住宅応急修理体制	285
第25節 要員確保計画	第1項 労働力等確保の手段	287
	第2項 公共職業安定所等の労働力確保	288
第26節 ボランティア応急活動計画	第1項 ボランティアの活動環境等の整備	290
	第2項 ボランティア応急活動	291
第27節 義援金品配分計画	第1項 義援金品配分計画	293
第28節 公益事業等施設災害対策計画	第1項 電力施設災害対策	294
	第2項 ガス施設災害対策	298
	第3項 通信施設災害対策	302
第29節 上水道、下水道施設災害対策計画	第1項 上水道施設災害応急対策	304
	第2項 下水道施設災害応急対策	305
第30節 交通施設・公共土木施設対策計画	第1項 道路施設対策	306
	第2項 鉄道施設対策	307
	第3項 公共土木施設対策	308
第31節 高層建築物災害応急対策計画	第1項 消防機関	310
	第2項 警察	311
	第3項 ガス事業者	312
第32節 危険物等災害対策計画	第1項 危険物災害対策	313
	第2項 高圧ガス災害対策	314
	第3項 火薬類災害対策	316
	第4項 毒物劇物災害対策	316
第33節 農林業用施設等災害応急対策計画	第1項 農林業災害対策	317
第34節 林野火災対策計画	第1項 火災通報等	320
	第2項 火災通報等伝達系統	321
	第3項 消火活動体制	322
	第4項 林野火災対策資料の作成	322

タイトル		P
第4章 災害復旧計画		
第1節 災害復旧事業の推進計画	第1項 災害復旧事業計画	323
	第2項 災害復旧事業に伴う財政援助	325
第2節 民生安定計画	第1項 災害相談窓口	331
	第2項 雇用機会の確保	332
	第3項 義援金品の受付及び配分	332
	第4項 郵政事業の特例措置	333
	第5項 租税の徴収猶予及び減免等	334
	第6項 災害弔慰金の支給等	335
	第7項 り災証明の発行	341
	第8項 住宅の確保	348
第3節 経済秩序安定計画	第1項 金融措置	349
	第2項 流通機能の回復	351
第4節 復興計画	第1項 復興計画	352
第5章 地震災害予防計画		
第1節 基本方針	第1項 基本方針	353
	第2項 地震防災緊急事業整備計画	354
第2節 防災基盤の強化	第1項 都市構造の防災化	355
	第2項 施設・構造物等の安全化	358
第3節 地域の防災力の向上	第1項 自主防災体制の整備	362
	第2項 防災知識の普及	364
	第3項 防災訓練の実施	365
第4節 効果的な応急活動のための事前対策	第1項 災害応急体制の整備	366
	第2項 情報管理体制の整備	370
	第3項 広報・広聴体制の整備	371
	第4項 二次災害防止体制の整備	371
	第5項 救出救助体制の整備	373
	第6項 避難活動体制の整備	374
	第7項 交通・輸送体制の整備	375
	第8項 医療救護体制の整備	375
	第9項 要配慮者安全確保体制の整備	376
	第10項 災害ボランティアの活動環境等の整備	377
	第11項 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備	378
	第12項 住宅の確保体制の整備	379
	第13項 ごみ・し尿・がれきの処理体制の整備	379
	第14項 保健衛生・防疫体制の整備	380
第6章 地震災害応急対策計画		
第1節 活動体制の確立	第1項 災害対策本部及び災害警戒本部組織計画	382
	第2項 動員配備計画	383
	第3項 自衛隊災害派遣要請計画	387
	第4項 広域応援要請計画	388
	第5項 災害救助法適用計画	389
	第6項 要員確保計画	390
	第7項 災害ボランティアの受入れ・支援	391
第2節 災害応急対策活動	第1項 地震情報の発表及び伝達計画	393
	第2項 被害情報等収集伝達計画	393
	第3項 災害広報計画	396
	第4項 地震水防対策の実施	400
	第5項 二次災害の防止	400
	第6項 救出救助	403
	第7項 避難対策の実施	404
	第8項 交通・輸送対策の実施	407
	第9項 医療救護計画	413
	第10項 要援護者の支援	415
	第11項 保健衛生、防疫、環境対策	417
	第12項 遺体の捜索、収容及び火葬	419
	第13項 飲料水の供給	419
	第14項 食糧の供給	421
	第15項 生活必需品の供給	422
	第16項 住宅の確保	423
	第17項 ごみ・し尿・がれき等の処理	425
	第18項 文教対策の実施	427
	第19項 警備対策の実施	427
	第20項 ライフライン施設の応急・復旧対策の実施	428

タイトル		P
第7章 地震災害復旧計画		
第1節 災害復旧事業の推進計画、災害復興の基本方針	第1項 基本方針	430
第2節 災害復旧事業の推進	第1項 復旧事業計画	431
	第2項 激甚災害に伴う措置	432
第3節 被災者等の生活再建等の支援	第1項 生活相談窓口	434
	第2項 女性のための相談	434
	第3項 雇用機会の確保	434
	第4項 義援金品の受付及び配分	435
	第5項 被災者の生活確保計画	435
	第6項 郵政事業の特別措置	437
	第7項 租税の徴収猶予及び減免等	437
	第8項 災害弔慰金等の支給等	437
第4節 経済復興の支援	第1項 金融措置	438
	第2項 流通機能の回復	438
第5節 復興計画	第1項 復興計画作成の体制づくり	439
	第2項 復興に対する合意形成	439
	第3項 復興計画の推進	439